

介護保険法に基づく指定の取消しについて

株式会社なごやかハウス（八代郡氷川町）が運営する、指定訪問看護事業所及び指定介護予防訪問看護事業所（宇城市）に対して、介護保険法に基づく指定の取消しを行いましたのでお知らせします。

1 事業者等

- (1) 事業者名 株式会社なごやかハウス（代表取締役 澤村 雅勝）
所在地：八代郡氷川町吉本108番地
- (2) 事業所名 ① 訪問看護ステーション ねむの花
所在地：宇城市小川町川尻字新開531番地3
サービスの種類：訪問看護
- ② 訪問看護ステーション ねむの花
所在地：宇城市小川町川尻字新開531番地3
サービスの種類：介護予防訪問看護

2 処分内容

指定の取消し

3 指定取消年月日

令和2年（2020年）3月31日

4 処分理由

【指定訪問看護事業所】

- (1) 不正の手段による指定（介護保険法第77条第1項第9号該当）
- (2) 人員基準違反（介護保険法第77条第1項第3号該当）
- (3) 虚偽報告（介護保険法第77条第1項第7号該当）

【指定介護予防訪問看護事業所】

- (1) 不正の手段による指定（介護保険法第115条の9第1項第9号該当）
- (2) 人員基準違反（介護保険法第115条の9第1項第3号該当）
- (3) 虚偽報告（介護保険法第115条の9第1項第7号該当）